

騒音規制法及び振動規制法に基づく規制

目次

1	騒音・振動規制法に基づく規制の概要	P1
2	指定地域	P1
3	規制基準	P2
4	特定施設一覧	P3
5	特定建設作業一覧	P4
6	届出様式一覧	P5
7	その他	P6,P7



山陽小野田市役所 環境課 環境保全係

〒756-8601

山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号

TEL : 0836-82-1144

FAX : 0836-83-2604

E-mail : kankyo@city.sanyo-onoda.lg.jp

1 騒音・振動規制法に基づく規制の概要

騒音規制法及び振動規制法（以下「法」という。）の指定地域内で、著しい騒音又は振動を発生する施設として法に規定された施設（以下「特定施設」という。）を設置または変更等を行う工場又は事業所（以下「特定工場」という。）は届出の種類毎に定められた期限までに所定の届出を市へ提出するとともに、特定施設から発生する騒音、振動について規制基準を遵守しなければいけません。

また、指定地域内において法で規定された著しい騒音又は振動を発生する作業（以下「特定建設作業」という。）を行う場合も、所定の届出を市に提出するとともに、特定建設作業から発生する騒音、振動について規制基準を遵守しなければいけません。

2 指定地域

都市計画法によって定められている指定地域の区域の区分と都市計画用途地域との関係を以下に示しています。

都市計画用途地域	騒音規制法		振動規制法		
	特定工場等	特定建設作業	特定工場等	特定建設業	
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	第1種区域	第1号区域	第1種区域	第1号区域	
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	第2種区域				
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	第3種区域		第2種区域Ⅰ		
工業地域 工業専用地域の一部	第4種区域		第2種区域Ⅱ		第2号区域

3 規制基準

(1) 特定工場等の敷地境界線における規制基準

① 騒音規制基準

(単位：デシベル)

区域区分	時間区分		朝・夕	夜間
	昼間	8時～18時	6時～8時 18時～21時	21時～6時
第1種区域	50以下		45以下	40以下
第2種区域	60以下		50以下	45以下
第3種区域	65以下		65以下	55以下
第4種区域	70以下		70以下	65以下

② 振動規制基準

(単位：デシベル)

区域区分	時間区分		夜間
	昼間	8時～19時	19時～8時
第1種区域	60以下		55以下
第2種区域Ⅰ	65以下		60以下
第2種区域Ⅱ	70以下		65以下

(2) 特定建設作業場での敷地境界線における規制基準

区分	基準値	作業時間	1日当たりの作業時間	作業期間	作業日
1号区域	騒音 85dB以下 振動 75dB以下	午後7時～午前7時の時間内でないこと	10時間/日を 超えないこと	連続6日を 超えないこと	日曜その他 休日でないこと
2号区域		午後10時～午前6時の時間内でないこと	14時間/日を 超えないこと		
適用除外	—	① ② ③ ④	① ②	① ②	① ② ③ ④ ⑤

※適用除外に該当する項目は以下のとおりです。

- ① 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- ② 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- ③ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- ④ 道路法並びに道路交通法の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきことと同意された場合
- ⑤ 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

4 特定施設一覧

特定施設の種類		騒音規制法の届出対象		振動規制法の届出対象	
施設名		法番号	規模用件等	法番号	規模用件等
金属加工機 械	圧延機械	1-イ	原動機定格出力の合計 22.5kw 以上		
	製管機械	1-ロ	すべて		
	ベンディングマシン	1-ハ	ロール式で原動機定格出力 3.75kw 以上		
	液圧プレス	1-ニ	矯正プレスを除く	1-イ	矯正プレスを除く
	機械プレス	1-ホ	呼び加圧能力 294 kN 以上	1-ロ	すべて
	せん断機	1-ヘ	原動機定格出力 3.75kw 以上	1-ハ	原動機定格出力 1kw 以上
	鍛造機	1-ト	すべて	1-ニ	すべて
	ワイヤーフォーミングマシン	1-チ	すべて	1-ホ	原動機定格出力 37.5kw 以上
	ブラスト	1-リ	タンブラスト以外で密閉式を除く		
	タンブラー	1-ヌ	すべて		
切断機	1-ル	といしを用いるものに限る			
圧縮機	2	原動機定格出力 7.5kw 以上 ※空気圧縮機のみ	2	原動機定格出力 7.5kw 以上	
送風機		原動機定格出力 7.5kw 以上			
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	3	原動機定格出力 7.5kw 以上	3	原動機定格出力 7.5kw 以上	
織機	4	原動機を用いるものに限る	4	原動機を用いるものに限る	
建設用資材製造機 械	コンクリートプラント	5-イ	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量 0.45 m ³ 以上		
	アスファルトプラント	5-ロ	混練機の混練重量 200kg 以上		
	コンクリートブロックマシン		※法番号 5-イのコンクリートプラントに含む	5	原動機定格出力の合計 2.95kw 以上
	コンクリート管製造機械、コンクリート柱製造機械		※法番号 5-イのコンクリートプラントに含む		原動機定格出力の合計 10kw 以上
穀物用製粉機	6	ロール式で原動機定格出力 7.5kw 以上			
木材加工機 械	ドラムバーカー	7-イ	すべて	6-イ	すべて
	チップパー	7-ロ	原動機定格出力 2.25kw 以上	6-ロ	原動機定格出力 2.2kw 以上
	碎木機	7-ハ	すべて		
	帯のご盤	7-ニ	製材用は原動機定格出力 15kw 以上 木工用は原動機定格出力 2.25kw 以上		
	丸のご盤	7-ホ	製材用は原動機定格出力 15kw 以上 木工用は原動機定格出力 2.25kw 以上		
	かんな盤	7-ヘ	原動機定格出力 2.25kw 以上		
抄紙機	8	すべて			
印刷機械	9	原動機を用いるものに限る	7	原動機定格出力 2.2kw 以上	
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機			8	カレンダーロール機以外で原動機定格出力 30kw 以上	
合成樹脂用射出成形機	10	すべて	9	すべて	
鋳造型機	11	ジェルト式のものに限る	10	ジェルト式のものに限る	

5 特定建設作業一覧

特定建設作業の種類		騒音規制法の届出対象		振動規制法の届出対象	
作業名		法番号	規模用件等	法番号	規模用件等
くい打機を使用する作業 ※もんけんを除く		1	アースオーガーと併用する作業を除く	1	圧入式（油圧・水圧等）を除く
くい抜機を使用する作業					油圧式を除く
くい打くい抜機を使用する作業			圧入式を除く		圧入式（油圧・水圧等）を除く
びょう打機を使用する作業		2			
剛球を使用して建設物その他の工作物を破壊する作業				2	
舗装版破砕機を使用する作業				3	移動する作業で移動距離が1日50mを超えない作業に限る
さく岩機（ブレイカー）を使用する作業	手持式	3	移動する作業で移動距離が1日50mを超えない作業に限る		
	手持式以外			4	移動する作業で移動距離が1日50mを超えない作業に限る
空気圧縮機を使用する作業 ※さく岩機の動力として使用する作業を除く		4	電動機以外の原動機を用いるもので、原動機定格出力15kw以上		
コンクリートプラントを設けて行う作業 ※モルタルを製造するための作業を除く		5	混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上		
アスファルトプラントを設けて行う作業			混練機の混練重量が200kg以上		
バックホウを使用する作業 ※環境大臣が指定するものを除く		6	原動機定格出力80kw以上		
トラクターショベルを使用する作業 ※環境大臣が指定するものを除く		7	原動機定格出力70kw以上		
ブルドーザーを使用する作業 ※環境大臣が指定するものを除く		8	原動機定格出力40kw以上		

※「環境大臣が指定するもの」とは、低騒音型建設機械として国土交通省から指定されたものをいい、建設機械に

「'97基準値国土交通省（建設省）指定」と書かれたラベルが貼られています（「'89基準値」は対象外）。

6 届出様式一覧

区分	届出事項	届出様式					添付書類	
		様式	届出部数	騒音規制法	振動規制法	届出期限		
特定施設	工場又は事業場に特定施設を建設しようとする場合	第1	2通 ※正本及びその写し1通	特定施設設置届出書	特定施設設置届出書	設置工事開始日の30日前まで	事業所等の位置図 特定施設等の配置図 騒音・振動の防止方法 その他参考資料	
	新たに指定地域となった際、その地域内に特定施設を設置している場合	第2		特定施設使用届出書	特定施設使用届出書	指定地域又は特定施設となった日から30日以内	同上	
	新たに特定施設となった際、指定地域内にその施設を設置している場合	第3		特定施設の種類の数を変更する場合	特定施設の種類の数変更届出書		変更工事開始日の30日前まで	同上
	特定施設の種別及び能力ごとの数あるいは特定施設の使用の方法を変更する場合			特定施設の種別及び能力ごとの数、特定施設の使用の方法変更届出書※2		同上		
	騒音又は振動の防止の方法を変更する場合			騒音の防止の方法変更届出書	振動の防止の方法変更届出書※3	同上		
	氏名、名称、住所や工場又は事業所の名称及び所在地に変更があった場合	第6		氏名等の変更届出書	氏名等の変更届出書	変更があった日から30日以内	参考資料があれば	
	特定工場等に設置する特定施設のすべての使用を廃止する場合	第7		特定施設使用全廃届出書	特定施設使用全廃届出書	廃止した日から30日以内	同上	
	特定工場等に設置した特定施設のすべてを譲り受け又は借り受けあるいは相続・合併等により承継した場合	第8		承継届出書	承継届出書	承継があった日から30日以内	同上	
特定建設作業	指定地域内において特定建設作業を実施しようとする場合	第9	特定建設作業実施届出書	特定建設作業実施届出書	特定建設作業開始日の7日前まで	作業場所の位置図 工事工程表 使用する機械のカタログ等		

※1 特定施設の種類の数が減少する場合及びその数が当該特定施設の種類のに係る直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合は届出の必要はありません。

※2 特定施設の種別及び能力ごとの数が増加しない場合や当該特定施設の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合は届出の必要はありません。

※3 防止方法の変更が当該特定工場等において発生する騒音あるいは振動の大きさの増加を伴わない場合は届出の必要はありません。

7 その他

(1) 騒音・振動の大きさの目安

① 騒音

騒音レベル (d B)	内容
0	(最小可聴音)
10	
20	木の葉のふれあう音
30	郊外の深夜・ささやき声
40	市内の深夜・図書館内
50	静かな事務局内
60	普通の会話
70	騒々しい事務所内
80	地下鉄・国電の社内
90	騒々しい工場内
100	電車が通るときのガード下
110	自動車の警笛(前方2m)
120	飛行機のエンジンの近く
130	(最大可聴音)

② 振動

振動レベル (d B)	内容	震度階級	
55以下	人は揺れを感じない。	0	
55～65	屋内の一部の人がわずかに揺れを感じる。	1	
65～75	屋内では多くの人が揺れを感じ、眠っている人の一部は目を覚ます。吊り下げた物がわずかに揺れる。	2	
75～85	屋内のほとんどの人が揺れを感じ、恐怖感を覚える人もいる。棚の食器類が音を立てることがある。	3	
85～95	屋内ではかなりの恐怖感があり、眠っている人のほとんどが目を覚ます。座りの悪い置物が倒れることがある。	4	
95～105	棚の食器棚や本が落ち、家具が移動することがある。弱い壁に亀裂が生じることがある。落石や小さな崖崩れが生じることがある。	5	弱
	棚の物の多くが落ちる。タンスが倒れることがある。補強されていないブロック塀、据え付けの悪い自動販売機、墓石の多くが転倒する。弱い家具の破損、耐震性の高い建物に亀裂が生じることがある。		強
105～110	立っていることが難しい。多くの家具が移動、転倒する。弱い住宅は倒壊するものがあり、鉄筋コンクリート造りでも壁や柱に亀裂が生じる。地割れ、山崩れが生じることがある。	6	弱
	立っていることができず、はってしか動けない。家具のほとんどが移動、転倒する。弱い建物の多くが倒壊し、耐震性の高い建物でも壁や柱が破壊するものがある。		強
110以上	人は自分の意志で動けない。ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。耐震性の高い建物でも傾いたり、大きく破壊するものがある。	7	

(2) 改善勧告及び改善命令等

① 改善勧告及び改善命令

特定工場等又は特定建設作業において発生する騒音や振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等又は特定建設作業の周辺の生活環境が損なわれると認められるときは、騒音又は振動の防止の方法等に関して改善勧告や改善命令を行うことができます。

② 報告及び検査

特定施設の状況、特定建設作業の状況その他必要な事項の報告を求め、また、立ち入り検査する場合があります。

③ 罰則

上記①②に応じなかった場合は、罰則が適用される場合があります。